

勤務条件通知書

所在地 さいたま市浦和区常盤6-4-4

任命権者 さいたま市教育委員会

| | |
|------------------------------------|--|
| 1 任期 | <ul style="list-style-type: none">● 任用日から任用年度の末日まで (採用から1月間は条件付採用期間とする。採用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合は、勤務日数が15日に達するまで延長する。)● 同一の職務内容の職が設置された場合の再度の任用予定 (有・<input type="checkbox"/>) ※ 無の場合でも、改めて公募し、選考の結果採用することはあり得る。 |
| 2 勤務場所 | さいたま市立小・中・特別支援学校 |
| 3 業務内容 | 学校長が定める地域学校協働活動の推進に係る業務にあたる。 |
| 4 勤務日 | 原則週4日 |
| 5 勤務時間、 休憩時間、 所定時間外 労働の有無 | <ul style="list-style-type: none">● 勤務時間 (1) 1日あたり 7時間45分又は4時間45分 (2) 1週あたり 原則28時間(7時間45分を3日間、4時間45分を1日間) (3) 1月あたり 別途通知● 始業時刻及び終業時刻は所属長が定める。● 休憩時間 1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては、少なくとも45分● 所定時間外労働の有無 (<input type="checkbox"/>・無) ※ 土曜チャレンジスクールの実施日等は、平日以外の日における勤務あり(月2回程度) |
| 6 勤務を要し ない日 | <ul style="list-style-type: none">● 定例日 毎週土・日曜日、国民の祝日、1月2日、1月3日、 12月29日から31日まで● その他 学校閉庁日、勤務が割り振られていない日の平日 |
| 7 休暇 | <ul style="list-style-type: none">● 年次有給休暇 7日 ※ 任期が6月を超える場合● その他の休暇 有給(結婚、忌引等) 無給(病気休暇、出産休暇、介護休暇等) |
| 8 報酬等 | <ul style="list-style-type: none">● 時給 1,089円(地域手当に相当する報酬を含む。)● 費用弁償(通勤手当相当分) 規則の範囲内で、交通機関利用分、交通用具分をそれぞれ支給します。● 土、日、祝日の勤務に対しては、規則に基づき割増した報酬を支給します。● 報酬締切日及び支払日 月末に当月分の報酬額を計算し、翌月21日までに、原則として口座振替により支払います。● 再度の任用時は職務経験を考慮し、一定の金額を加算した時給になります。● 期末手当支給あり 6月、12月 |

| | |
|-------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 退職手当支給なし |
| 9 応募期間 | 通年 |
| 10 応募方法 | 別添の登録申請書及び封筒2枚を持参若しくは特定記録郵便で郵送 |
| 11 応募資格 | <p>以下の要件をすべて満たす方</p> <p>(1) 学校教育に理解がある方</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しない方</p> <p>ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> |
| 12 退職に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ● 任期が満了した場合は、当然に退職する。 ● 自己都合退職の手續（退職する日の1月前までに所属長に届け出ること。） ● 免職の事由 次の事由に該当する場合は、免職とすることができる。 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められる場合 (2) 勤務状態が不良である場合又は職員としてふさわしくない行為があった場合 ● 定年制（無） |
| 13 その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会保険の加入 <input checked="" type="checkbox"/>有・無（厚生年金 健康保険 埼玉県市町村職員共済組合） ● 雇用保険の適用 <input checked="" type="checkbox"/>有・無 ● 災害補償 <input checked="" type="checkbox"/>労災・条例適用 ● その他の事項は、本市の条例、規則等に定めるところによる。 ● 会計年度任用職員は原則として、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されません。 |

<問合せ先>

さいたま市教育委員会事務局生涯学習部
生涯学習振興課家庭地域連携係
電話：048-829-1703
FAX：048-829-1989